

おしえて ねんきん

20歳になったら
国民年金



誰が加入するの？

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務づけられています。

保険料はいくら？

令和8年度(令和8年4月～令和9年3月まで)は月額17,920円です。国民年金の保険料は、毎年度見直しが行われます。

問 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112 住民課 ☎0749-42-7692

厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ないのでは？

厚生年金に加入している方も、国民年金の「第2号被保険者」といい、同時に国民年金にも加入することになります。国民年金は、すべての公的年金に共通する制度です。

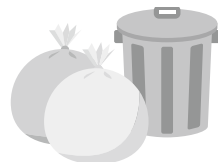
保険料を納められないときはどうすればいいの？

経済的な事情で保険料が納められないときのために「保険料申請免除制度」があります。申請を行い、一定の基準を満たしていれば保険料が免除されます。学生には、「学生納付特例制度」があり、申請により保険料の納付が猶予されます。

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊟=電子メール ㊦=申し込み先 ㊧=問い合わせ先

燃えないごみ袋のデザインが変わります！



日頃より、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。

このたび、皆さんにより便利にご利用いただけるよう、「燃えないごみ袋」のデザインをリニューアルします。

●犬上郡と共通デザインになります！

犬上郡とデザインを統一することで、今後は犬上郡内の店舗でも燃えないごみ袋をご購入いただけます。

●価格

これまでと変わらず1袋(10枚入り)200円です。

●旧デザインの袋も引き続き使えます

現在お手元にある旧デザインの袋は、リニューアル後もそのままご使用いただけます。

慌てて買い替える必要はありませんので、お手持ちの袋を最後まで安心してお使いください。

新



引き続き、ごみの適正な分別にご協力をお願いいたします。 問 暮らし安全環境課 ☎0749-42-7699

9月から10月は、行政相談月間です

行政相談員(総務大臣が民間有識者の中から委嘱)は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務などに関する相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。国の事務(県・市町に委任している事務なども一部含まれます)としては、例えば、国道、一級河川、年金、戸籍、登記など、意外に身近な分野があります。

このようなことについて困ったときは、お気軽に行政相談をご利用ください。ご相談は無料・予約不要・秘密厳守です。



行政相談マスコット
滋賀キクーン(愛称:びわんこ)

問 経営戦略課 ☎0749-42-7680

滋賀行政監視行政相談センター ☎077-523-1100

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊟=電子メール ㊦=申し込み先 ㊧=問い合わせ先

暮らしの掲示板



9月21日は「認知症の日」 世界アルツハイマーデー



9月21日は「認知症の日(世界アルツハイマーデー)」です。認知症への理解を深め、認知症のある方やその家族を地域で支え合うことの大切さを考える日として制定されています。

町では、認知症月間にあわせて認知症キャラバン・メイトによる街頭啓発を実施しています。



キャラバン・メイト
募集中！

また、地域や学校へ出向き、認知症について学ぶ機会づくりや理解を深めるための啓発活動を行っています。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、一人ひとりが認知症への理解を深めていきましょう。

問 愛荘町キャラバン・メイト事務局
地域包括支援センター内
☎0749-42-4690

特別児童扶養手当制度のお知らせ

身体または精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者の方に、特別児童扶養手当が支給されます。手当額は、障がいの程度に応じて月額38,930円または58,450円です。なお、所得制限などにより支給されない場合があります。

また、受給者の方は毎年「所得状況届」の提出が必要です。提出がない場合は8月分以降の手当が支給されず、2年間提出されない場合は受給資格を失います。

所得状況届提出期間

9月11日(金)まで
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
詳しくは福祉課へお問い合わせください。

問 福祉課 ☎0749-42-7691

いっしょに考える不登校講演会

学校に行きづらい子どもについて様々な視点から語れる登壇者と悩みや迷いについて考える講演会・交流会を年3回開催します。参加申込等の詳細は、県ホームページをご覧ください。

第1回

令和8年9月6日(日)
14時～17時
(13時30分～受付開始)

会場

米原市役所 コンベンションホール



問 子どもの育ち学び支援課

☎077-42-3457

◀ホームページはこちらから

あいさつで広がる笑顔と地域の輪

犯罪や非行のない明るい社会を目指して
第76回目の「社会を明るくする運動」を実施

「社会を明るくする運動」は、罪を犯した人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年7月を強調月間として全国各地でさまざまな活動が展開されています。7月1日にメッセージ伝達式を行い、強調月間のスタートを切りました。

7月1日から7日の間には、社会を明るくする運動町推進委員会の構成団体の方々のご協力のもと、町内各小・中学校・愛知高校でのあいさつ運動と平和堂入口付近で啓発活動を実施しました。



また、町内中学2年生を対象に標語募集を行い、238件の応募の中から優秀作品の1作品を啓発活動に使わせていただきました。

犯罪や非行のない安心で安全な地域社会を築くため、今後とも皆さまのご協力をお願いいたします。

問 「社会を明るくする運動」町推進委員会(福祉課)
☎0749-42-7691